

【公布された条例等のあらまし】

● **技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第十七号）**

- 一 給料表の号俸の構成を改めることとした。
- 二 初任給基準表について、技能職員の「中学卒」の区分を削除することとした。
- 三 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。
- 四 その他所要の整理を行うこととした。
- 五 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 六 この規則の施行に関し必要な経過措置を講ずることとした。

● **職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十八号）**

- 一 宿泊費基準額及び宿泊手当の額を定めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 四 一及び二について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第十九号）**

- 一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の算定に係る勤務期間の算定について、会計年度任用職員の病気休暇を有給の休暇とすることに伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十号）**

- 一 初任給基準表について、会計年度任用技能労務職員に適用される給料表の号俸の構成が改められることに伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）**

- 一 徳島県立自然公園の特別地域内における許可又は届出を要しない行為等について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 三 一の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）**

- 一 自然環境保全地域の特別地区内における許可又は届出を要しない行為について所要の整備を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 四 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）**

- 一 希少野生生物保護区の区域内における許可を要しない行為について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十四号）

一 テクスチャアアナライザーの機械器具使用料及びコンピュータを使用して作成する図案の図案作成手数料の額を定めることとした。

二 食品のテクスチャアアナライザーによる物性試験の試験手数料及び石綿を含有している可能性のある製品の定性分析等の分析手数料の額を改めることとした。

三 高温電気炉等の機械器具使用料、ISO対応家具強度試験機を使用する家具強度試験の試験手数料及び図面の複写、レンダリングその他これらに類する簡単な図案等の図案作成手数料を廃止することとした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則**（規則第二十五号）

一 タクシーメーター等の特定計量器の検定に係る手数料について、所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県営住宅管理規則の一部を改正する規則**（規則第二十六号）

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 県営住宅入居申込書に添付する書類について、健康保険の被保険者証等の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整理を行うこととした。

四 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。